事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)		発達障害者支援開発事業				
担当部局·課	主管部局・課		社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課			
	関係部周	引・課				

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	8	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会
		づくりを推進すること
施策目標	2	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること
	I	地域における療育システムや社会復帰支援、相談支援体制を整備す
		ること

(2) 事業の概要

事業内容(新規・一部新規)

国に発達障害者施策検討委員会、地方公共団体(全国20箇所)に企画・評価委員会及び実行委員会を設置し、発達障害者支援についての先駆的な取組を通じて支援の在り方について整理を行い、発達障害児(者)、その家族、関係者(以下「発達障害児(者)等」という。)への有効な支援手法を開発・確立する。

支援手法の開発は、発達障害児(者)等に対する支援方策をモデル事業として実施し、それを評価・分析することにより行う。

予算概算要求額 (単位:百万円)							
H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9			
_	_			5 7 7			

(3) 問題分析

①現状分析

発達障害児(者)等への支援を行うため、都道府県等において発達障害者支援センターの計画的な設置や、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備を行っているが、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)が施行されたことも受けて、今後、更なる対策の充実・強化が求められている。

②問題点

発達障害児(者)等への支援については、これまでの障害者施策における制度の谷間にあるという指摘もあり、発達障害者支援法が施行されたことも受けて、今後、更

なる対策の充実・強化が求められているが、発達障害者の特性やニーズに応じた支援 手法等が未確立である。

③問題分析

支援手法等に関する知見の収集、検証の欠如、専門家及び支援機関の不足、諸機関の連携不足等から、発達障害児(者)等への支援が十分に行われてこなかったという問題がある。

④事業の必要性

発達障害児(者)等への支援手法等が未確立であることから、国に発達障害者施策 検討委員会、地方公共団体(全国20箇所)に企画・評価委員会及び実行委員会を設 置し、発達障害者支援についての先駆的な取組を通じて支援の在り方について整理を 行い、発達障害児(者)等への有効な支援手法を開発・確立する必要がある。

(4) 事業の目標

目標達成年度	_						
政策効果が発現する時期			実施以降、一定期間経過後に、随時効果				
			の発現が見込まれる。				
アウトプット指標	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	目標値/基準値	
実施都道府県等の数						20の都道府県	
						等で本事業を実	
						施すること	
(説明)			(モニタリングの方法)				
本事業は、発達障害り	年度終了後に実施都道府県等から事業報						
援手法等に関する知見の収集のためのモ			告を受ける。				
デル事業であり、十分な知見を得るため							
には、20の都道府県等							
が必要である。							

2. 評 価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) 有無 その他 (理由)

発達障害者支援法では、発達障害児(者)等への支援に関し、国及び地方公共団体 の責務を明らかにしている。

発達障害児(者)等への支援について、更なる対策の充実・強化が求められる中で、 未確立である支援手法等の開発に行政が関与することには、一定の公益性がある。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) 有 無 その他 (理由)

発達障害者支援法では、発達障害児(者)等への支援に関し、国及び地方公共団体 の責務を明らかにしている。

発達障害児(者)等への支援については、支援手法等に関する知見の収集、検証の

欠如、専門家及び支援機関の不足、諸機関の連携不足等の状況にあり、当該支援手法 等の全国への普及の前提として、本事業の実施により、国においてモデルを提示する 必要がある。

民営化や外部委託の可否

可否

(理由)

本事業による発達障害児(者)等への支援手法等の開発については、外部の学識経験者等の知見を活用しながら、国及び地方公共団体が行うものである。

緊要性の有無

有 無

(理由)

平成17年4月に発達障害者支援法が施行されたことに伴い、発達障害児(者)等への支援の充実・強化が社会的に急務とされており、支援手法等について早急に整備を行う必要がある。

また、以上のような発達障害児(者)等に関する施策を推進するため、平成18年6月に厚生労働省に発達障害対策戦略推進本部を設置したところである。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

- ○本事業(モデル事業)の実施による発達障害児(者)等への支援手法等に関する知 見の収集、検証
- ○国及び地方公共団体の連携による発達障害児(者)等への支援手法等の開発 |
- ○発達障害児(者)の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援手法等の確立

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本事業の実施により、発達障害児(者)等に関する新たな施策の検討に必要な知見が得られ、かつ、都道府県等における発達障害児(者)等の支援手法等のモデルを示すことが可能となる。その結果、発達障害児(者)の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援手法等が、全国的に確立していくことが見込まれる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

特になし。

(3) 効率性

手段の適正性

本事業においては、未確立である発達障害児(者)等への支援手法等に関する知見の収集・検証が、まずはモデル事業として実施され、しかる後に全国展開していくことが見込まれており、効率的で適正な手段である。

費用と効果の関係に関する評価

本事業においては、未確立である発達障害児(者)等への支援手法等に関する知見の収集・検証が、まずはモデル事業として実施され、しかる後に全国展開していくことが見込まれており、費用面においても効率的である。

また、従来から発達障害児(者)等への支援体制の整備を行ってきた都道府県等において、モデル事業として本事業が実施されることにより、費用面での効率性の更なる向上が期待できる。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無

有

無

(有の場合の整理の考え方)

_

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
- ③総務省による行政評価・監視等の状況なし。
- ④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)
- 「発達障害者支援法案に対する附帯決議」(平成16年12月1日参議院内閣委員会)(抄)
 - 四 発達障害者及びその家族に対する相談・助言体制を可及的速やかに拡充し、及び医療・保健、福祉、教育、就労その他の支援を行う専門的人材を早急に育成する必要性にかんがみ、予算措置を含む適切な措置を講じること。
 - 六 発達障害者に対する施策の在り方について、医学的知見や介助方法の向上等、 国際的な動向等に十分配慮し、常に見直しに努めること。
- ⑤会計検査院による指摘

なし。